

# 『年収の壁について知ろう』

## あなたにベストな働き方とは？ ～働き方とマネープラン～

令和7年3月19日

マザーズハローワーク天神

資料作成：福岡労働局職業安定課

- 1 はじめに
- 2 「年収の壁」とは
- 3 「年収の壁」が変わる
- 4 「年収の壁」と働き方
- 5 これからの働き方を考える

# 1 はじめに

セミナーの目的（ゴール）の確認

**「年収の壁」の基本的なことを理解する**  
**ご自身の働き方を見直すきっかけとする**

## 2 「年収の壁」とは

**「年収の壁」と聞いて  
どんなイメージを持っていますか？**

## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に対するイメージってどんなこと

- ✓ **配偶者の扶養から外れてしまう**
- ✓ **手取りが減る**
- ✓ **保険料や税金を払わないといけない**
- ✓ **働く時間を短くしなければならない**

## 2 「年収の壁」とは

なぜ、「年収の壁」が話題になっているのか

# 制度設計の見直し

少子高齢社会  
働き方の変化 など



**社会保険制度  
税制改革**

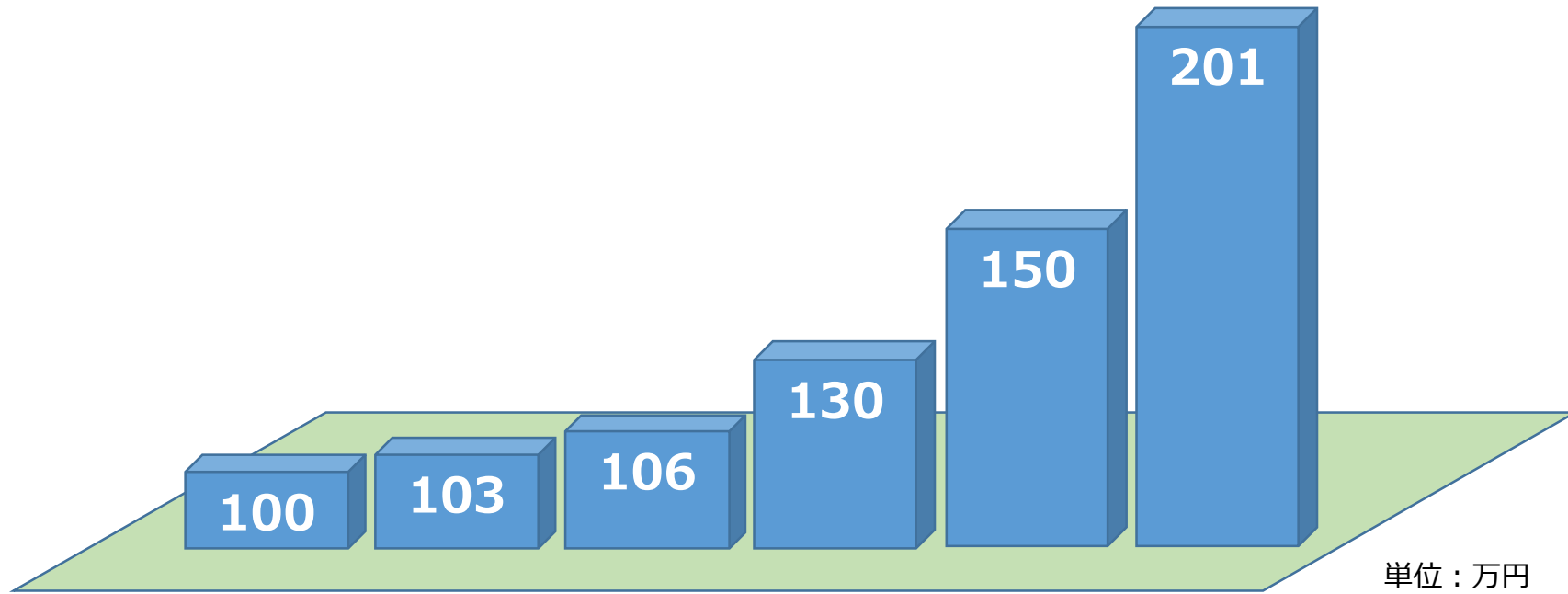
労働力の確保  
物価高騰への対応 など



**最低賃金の上昇**

## 2 「年収の壁」とは

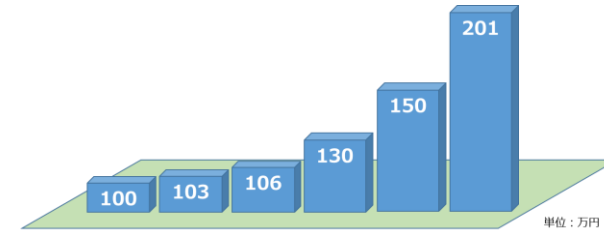
「年収の壁」ってどんな壁



## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

- ① **税金に関わる「壁」**
- ② **社会保険に関わる「壁」**
- ③ **家族手当の「壁」**





## 2 「年収の壁」とは

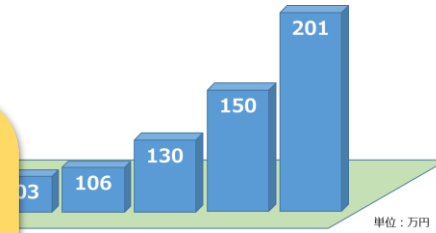
「年収の壁」に関する3つの視点

### ① 税金に関わる「壁」

### ② 社会保険に関わる「壁」

### ③ 家族手当の「壁」

所得に対して「税金」が  
課税される



**「収入」** - 「必要経費」 = 「**所得**」

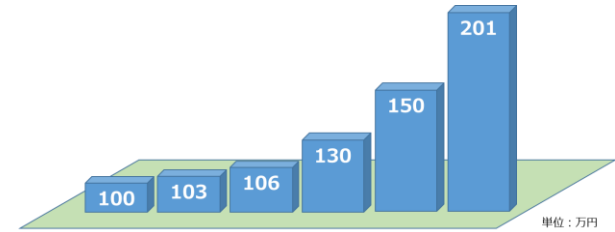
- 会社員やパート・アルバイト勤務の人

(収入) 勤務先から支払われる給与等の総支給額 - 必要経費 (= 給与所得控除額等) = 所得

- 自営業やフリーランスの人

(収入) 事業によって得た総収入金額 - 必要経費 (= 事業運営に掛かる経費等) = 所得

# 2 「年収の壁」とは



令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	氏名(フリガナ)
種類	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額
源泉徴収税額			
配偶者(特別)	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数
控除の額			
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地租等の控除額	住宅借入金等特別控除の額
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	全額控除の金額
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除(150万円)	住宅借入金等特別控除(200万円)	住宅借入金等特別控除(200万円)
控除対象扶養親族	氏名	氏名	氏名
1	氏名	氏名	氏名
2	氏名	氏名	氏名
3	氏名	氏名	氏名
4	氏名	氏名	氏名
未成年者	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数
			障害者の数(本人を除く。)
			非居住者である親族の数
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	

**給与所得控除後の金額  
(調整控除後)**

支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
内 千 円	千 円	千 円	千 円
配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
			非居住者である親族の数

## 2 「年収の壁」とは

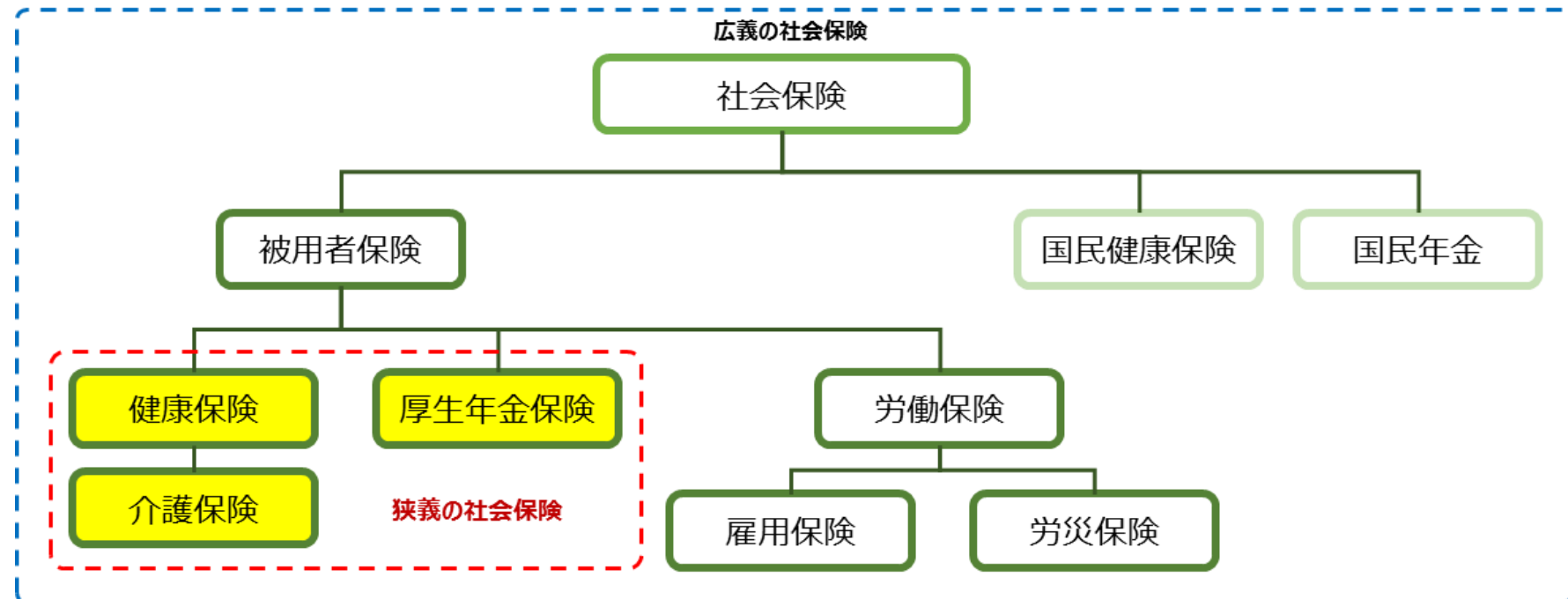
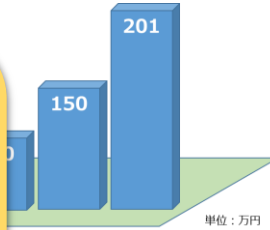
「年収の壁」に関する3つの視点

① 税金に関わる「壁」

② **社会保険に関わる「壁」**

③ 家族手当の「壁」

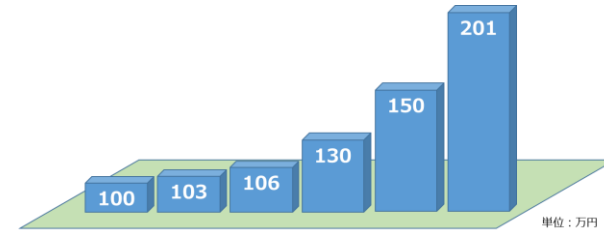
収入に対して  
社会保険への加入  
+  
社会保険料の支払い



## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

- ① 税金に関わる「壁」
- ② 社会保険に関わる「壁」
- ③ **家族手当の「壁」**



パート労働者の  
配偶者の**収入**が  
変動する

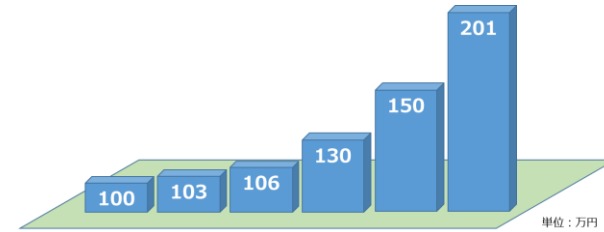
例えば・・・

家族手当  
扶養手当

扶養家族（配偶者や子ども）がいれば支給対象。  
ただし、被扶養者に一定以上の収入があると支給対象外。

## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」が気になる理由



- ① **税金に関わる「壁」** ▶ 税金を納める必要がある
- ② **社会保険に関わる「壁」** ▶ 社会保険に加入、保険料を支払う必要がある
- ③ **家族手当の「壁」** ▶ 配偶者や世帯の収入に影響がある



「年収の壁」を超えると  
目の前の**収入に影響してしまう**

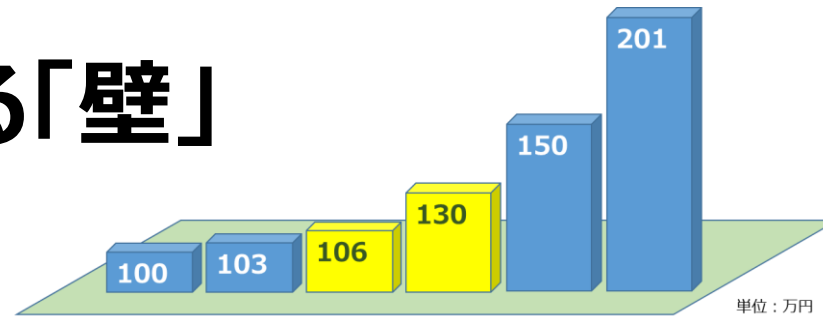
## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

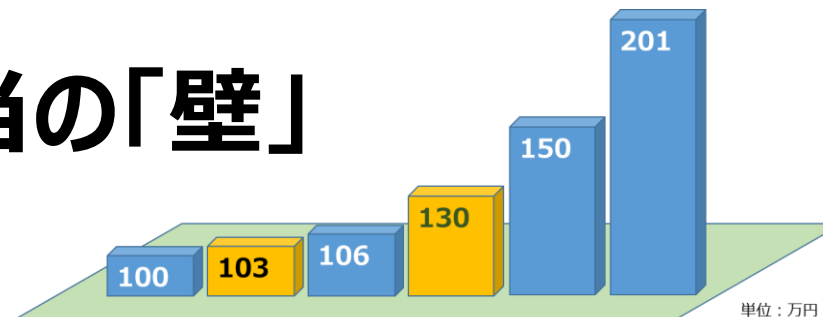
### ① 税金に関わる「壁」



### ② 社会保険に関わる「壁」

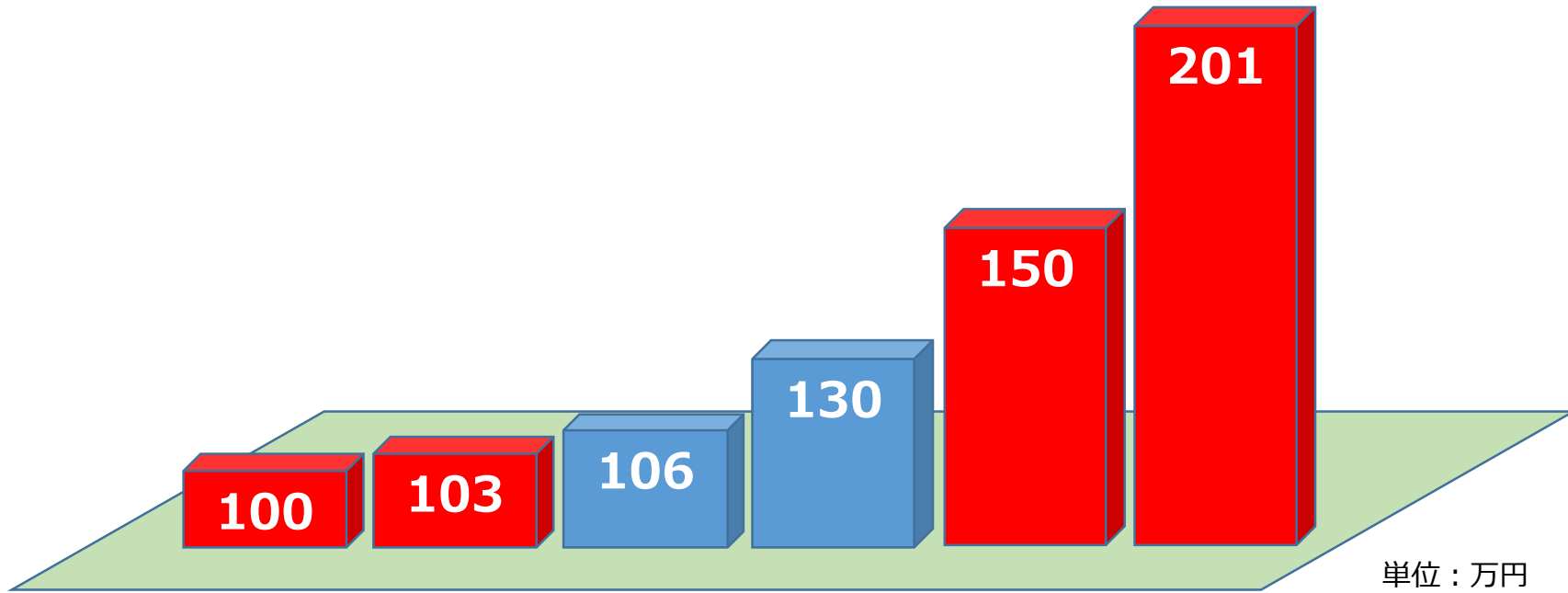


### ③ 家族に掛かる手当の「壁」



## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」



## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」

**100万の壁**

**住民税の支払いが発生する年収**

(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

**103万の壁**

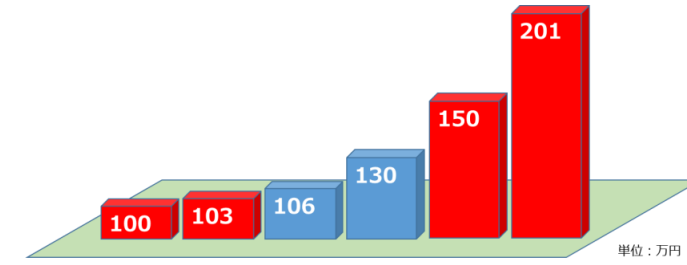
**所得税の支払いが発生する年収**

**150万の壁**

**配偶者の税控除に関する年収**

(配偶者控除、配偶者特別控除)

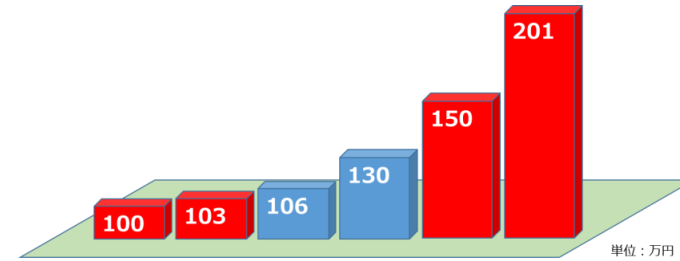
**201万の壁**



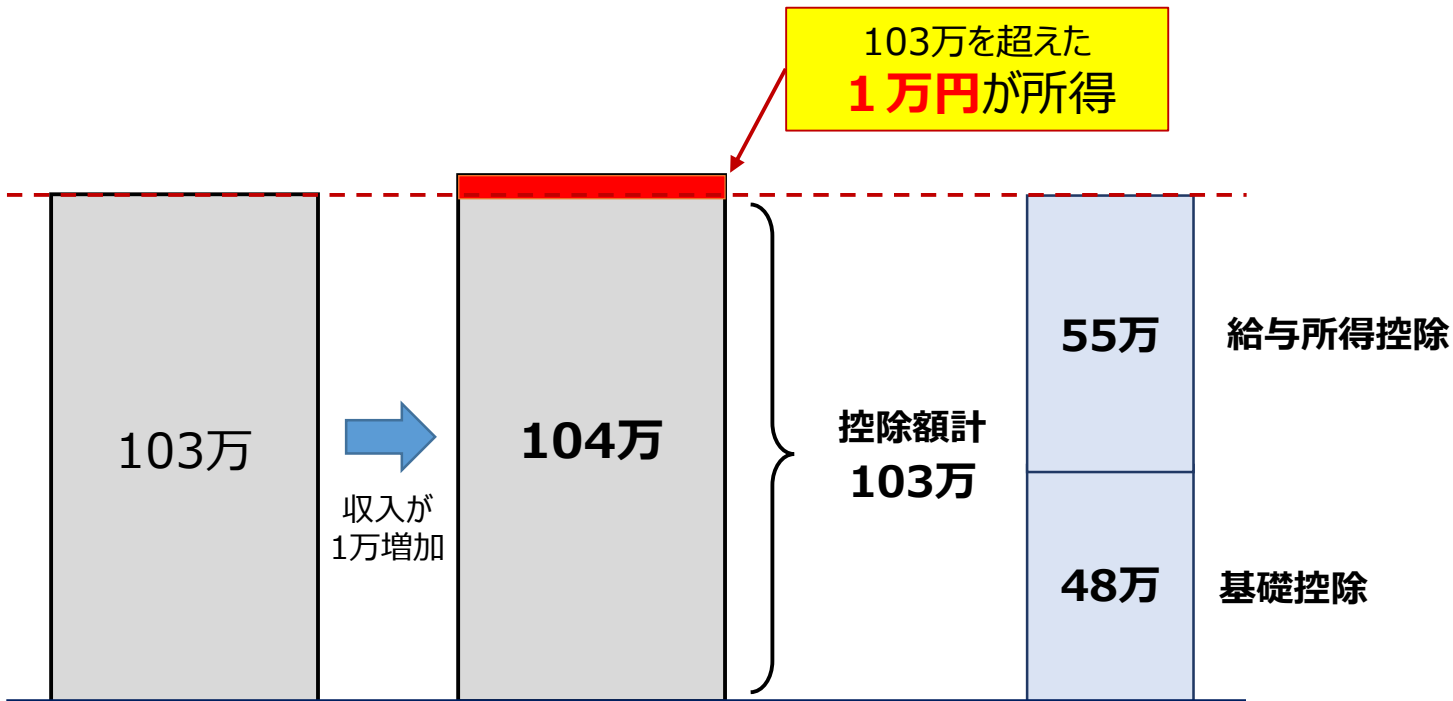


## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」



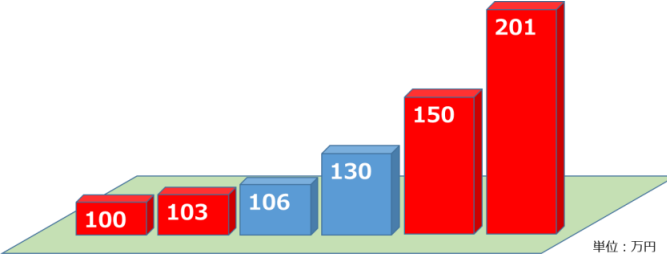
### 103万の壁 所得税の支払いが発生する年収



✓ 「収入」から「所得控除」を引いた「所得」に対して課税

## 2 「年収の壁」とは

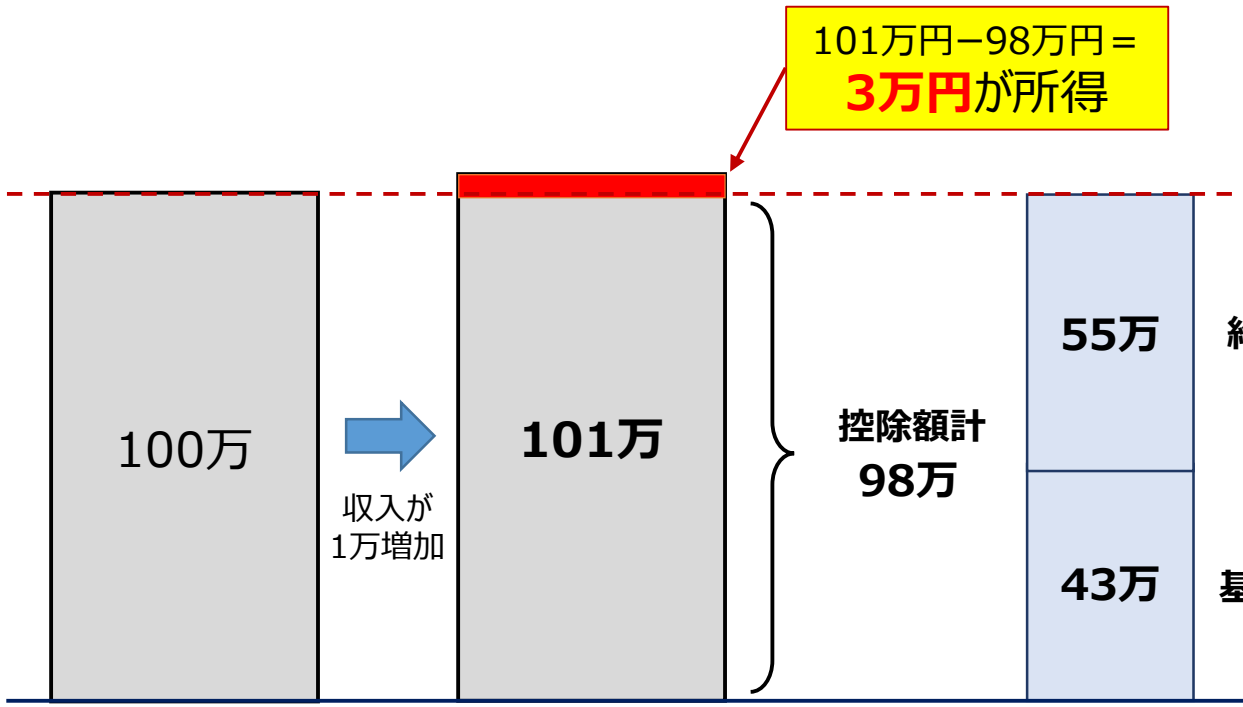
### ① 税金に関わる「壁」



#### 100万の壁

住民税の支払いが発生する年収  
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

- ✓ 「収入」から「所得控除」を引いた「所得」に対して課税
- ✓ 所得割と均等割



【参考】住民税には、45万円の住民税非課税範囲がある。

## 2 「年収の壁」とは

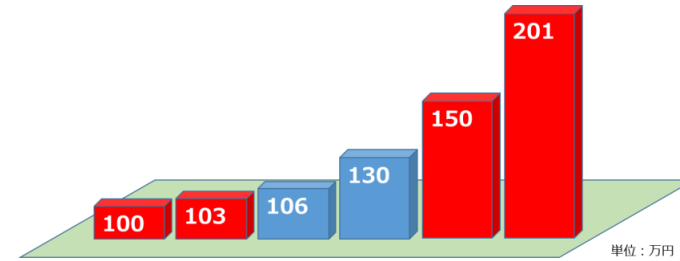
### ① 税金に関わる「壁」

**100万の壁**

**住民税の支払いが発生する年収**  
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

**103万の壁**

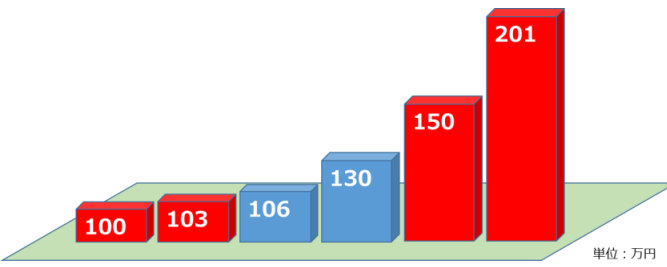
**所得税の支払いが発生する年収**



✓ 納税は必要も、手取りも増加

## 2 「年収の壁」とは

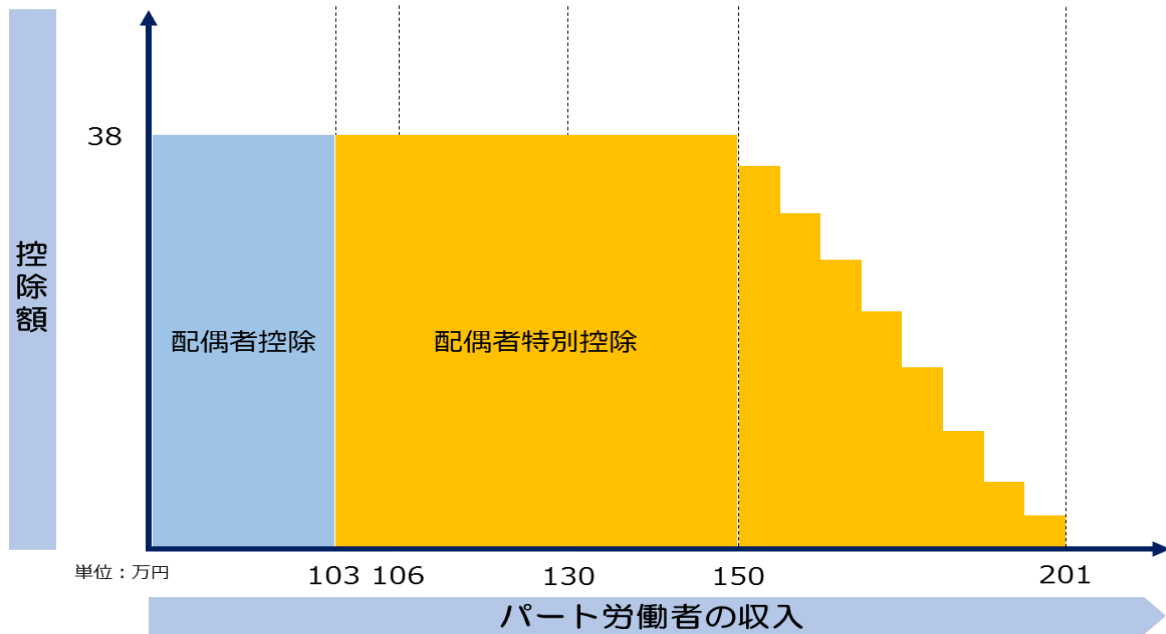
### ① 税金に関わる「壁」



**150万の壁**  
**201万の壁**

**配偶者の税控除に関する年収**  
(配偶者控除、配偶者特別控除)

配偶者控除と配偶者特別控除の状況



- ✓ 「配偶者控除」「配偶者特別控除」の適用に影響
- ✓ 配偶者の税額が増加

## 2 「年収の壁」とは

### ① 税金に関わる「壁」

**100万の壁**

**住民税の支払いが発生する年収**

(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

**103万の壁**

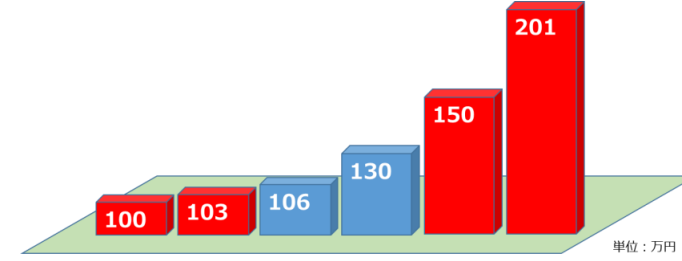
**所得税の支払いが発生する年収**

**150万の壁**

**配偶者の税控除に関係する年収**

(配偶者控除、配偶者特別控除)

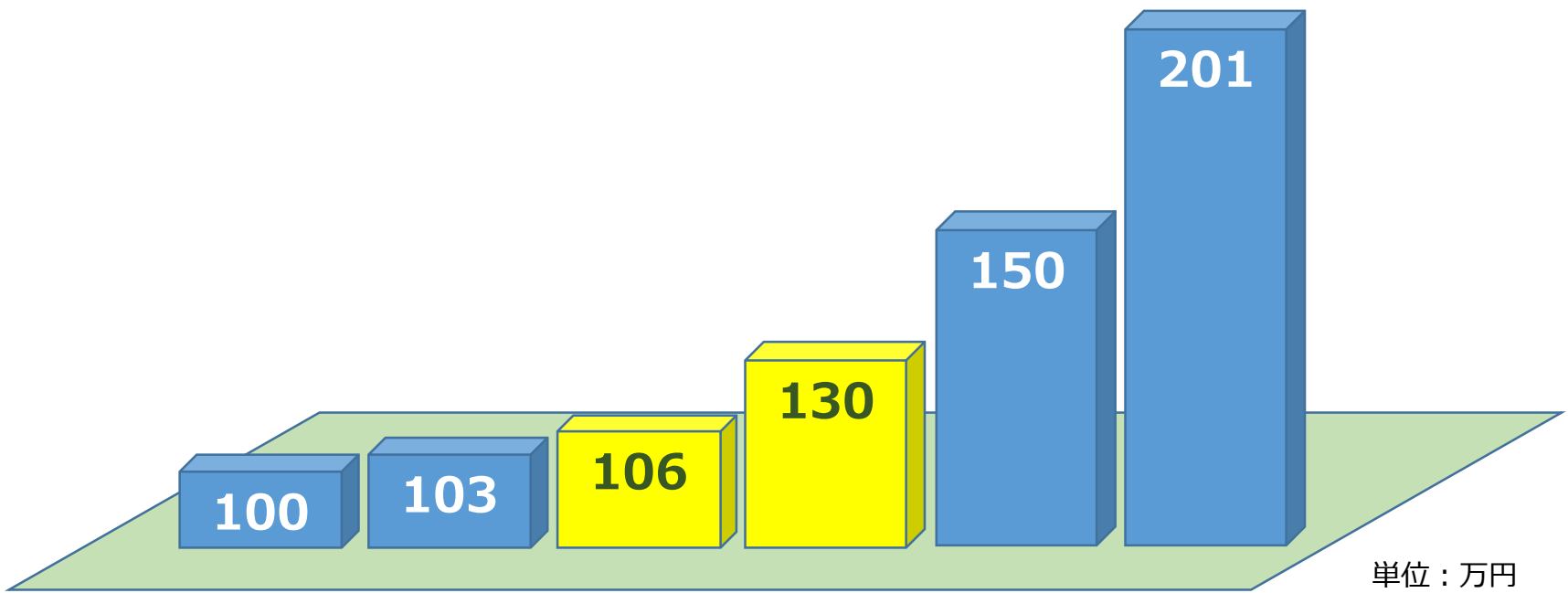
**201万の壁**



- ✓ 収入増  
⇒ 納税の必要
- ✓ 配偶者の税控除適用に影響  
⇒ 配偶者の税額が増加

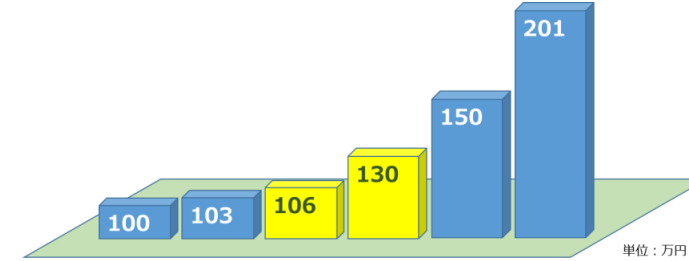
## 2 「年収の壁」とは

### ② 社会保険に関わる「壁」



## 2 「年収の壁」とは

### ② 社会保険に関わる「壁」



**106万の壁**

**お勤め先の従業員規模により、社会保険の加入義務が発生する年収**

※パート労働者の就労状況において「5つの要件」をすべて満たす場合、社会保険への加入義務が発生

**130万の壁**

**社会保険の加入義務が発生する年収**

※国民健康保険、国民年金への加入の場合あり

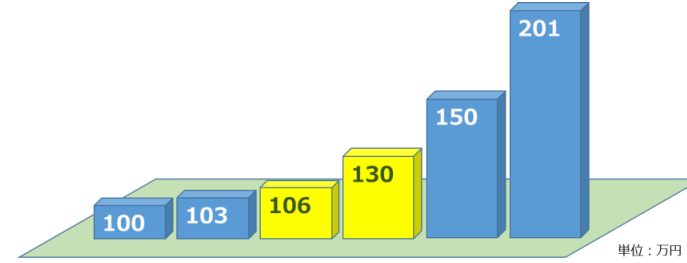
## 2 「年収の壁」とは

### ② 社会保険に関わる「壁」

**130万の壁**

**社会保険の加入義務が発生する年収**

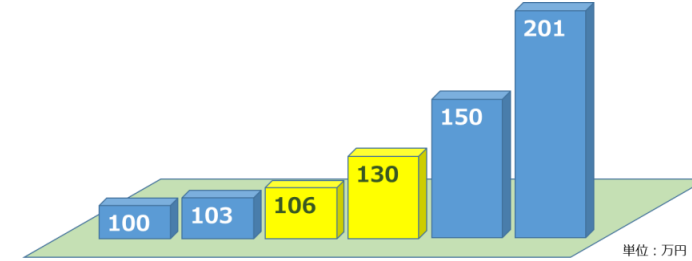
※国民健康保険、国民年金への加入の場合あり





## 2 「年収の壁」とは

### ② 社会保険に関わる「壁」



**106万の壁**

**お勤め先の従業員規模により、社会保険への加入義務が発生する年収**

※パート労働者の就労状況において「5つの要件」をすべて満たす場合、社会保険への加入義務が発生

**130万の壁**

**社会保険の加入義務が発生する年収**

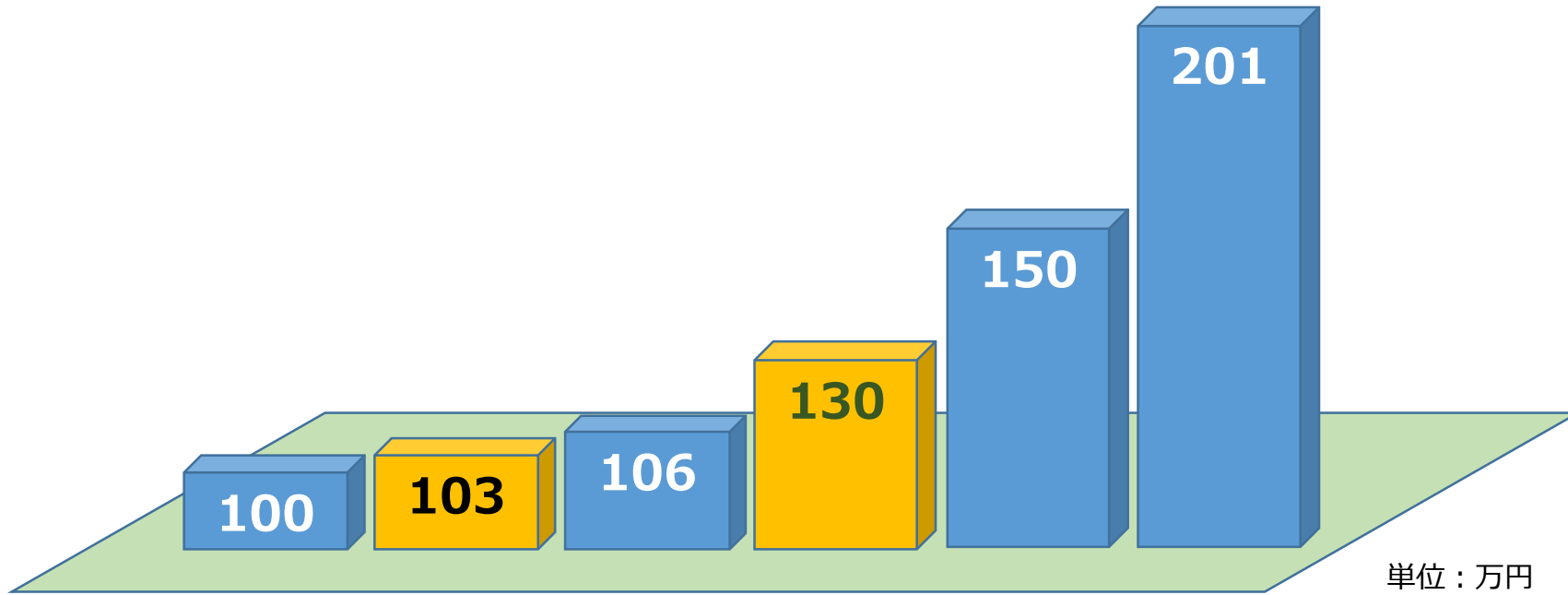
※国民健康保険、国民年金への加入の場合あり

年収106万円、130万円に壁における収入要件

	基本給 諸手当	家族手当 通勤手当 など	時間外手当 休日手当 など	賞与 など	不動産収入 事業収入 配当収入 など
106万円の壁	●	—	—	—	—
130万円の壁	●	●	●	●	●

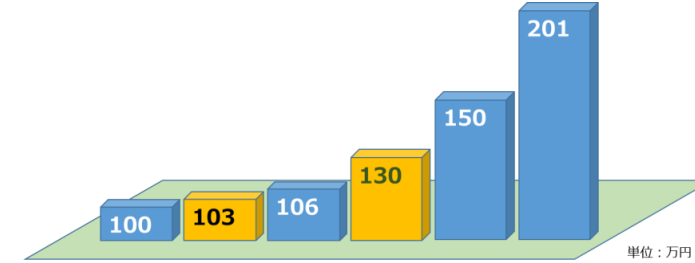
## 2 「年収の壁」とは

### ③ 家族手当の「壁」



## 2 「年収の壁」とは

### ③ 家族手当の「壁」



103万  
or 130万  
の壁

配偶者が会社から支給を受ける「家族手当」等の適用に影響する収入

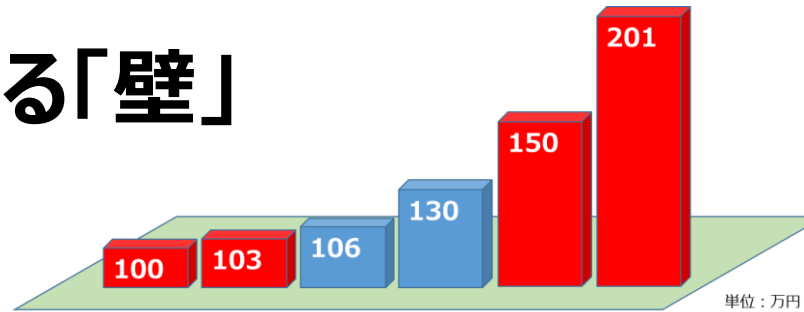
家族手当  
扶養手当

扶養家族（配偶者や子ども）がいれば支給対象。  
ただし、被扶養者に一定以上の収入があると支給対象外。

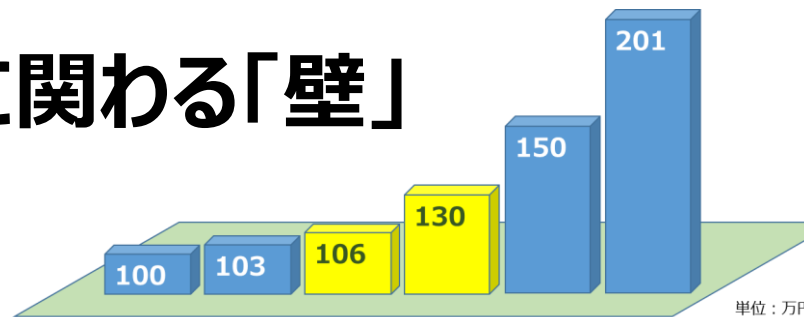
## 2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

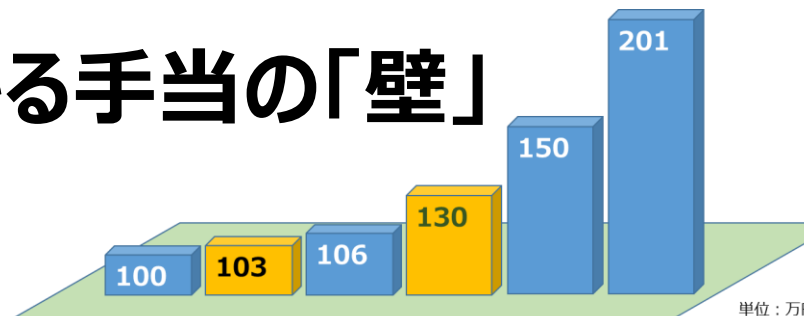
### ① 税金に関わる「壁」



### ② 社会保険に関わる「壁」



### ③ 家族に掛かる手当の「壁」



「年収の壁」という基準を  
多面的に捉える必要がある！

## 2 「年収の壁」とは

### 「年収の壁」に関するまとめ

壁の種類		パートタイム労働者本人への影響	パートタイム労働者の配偶者 もしくは世帯における影響
①税金の関わる壁	100万円の壁	住民税の発生	
	103万円の壁	所得税の発生	配偶者控除（38万円）が適用できなくなる →代わりに配偶者特別控除が適用になる
	150万円の壁		配偶者特別控除が満額（38万円）適用できなくなり、以降、パートタイム労働者の収入によって徐々に減額
	201万円の壁		配偶者特別控除の対象ではなくなる
②社会保険に関わる壁	106万円の壁	お勤め先によって社会保険加入の対象 健康保険・厚生年金保険の保険料の 支払いが発生	
	130万円の壁	国民年金・国民健康保険の 保険料の支払いが発生	
③配偶者手当に関わる壁	主に103万円or 130万円の壁		パートタイムで働く本人の収入により、配偶者 手当等の支給対象外となる

← 手取りに影響なし

← 手取りの逆転はしない

← 手取りの逆転はしない  
配偶者の手取りに影響あり

← 手取りの逆転はしない  
配偶者の手取りに影響あり

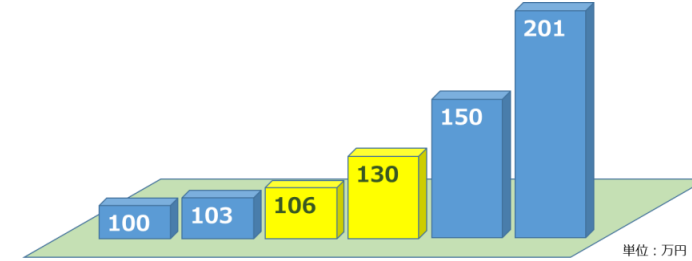
← 手取りに影響あり

← 手取りに影響あり

← 手取りに影響なし  
配偶者の手取りに影響あり

### 3 「年収の壁」が変わる

社会保険の適用拡大：「年収の壁」の対象となる5つの条件



## 106万の壁

お勤め先の従業員規模によって、社会保険への加入義務が発生する年収

⇒ 企業規模「被保険者 51人以上の事業所」への社会保険適用拡大

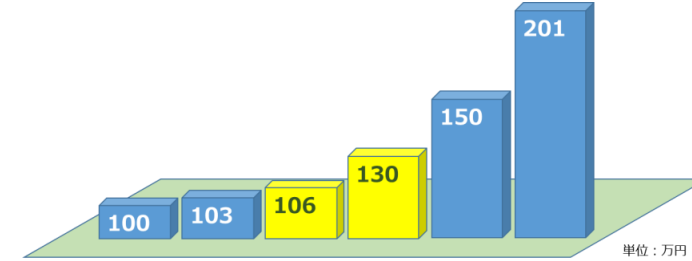
#### 社会保険の適用範囲

対 象	令和4年9月末日まで	令和4年10月～	令和6年10月～ (現行)
事業所規模	被保険者の総数が 常時501人以上	被保険者の総数が 常時101人以上	被保険者の総数が 常時51人以上
短時間労働者の労働時間	1週の所定労働時間が <b>20時間以上</b>		
短時間労働者の賃金	賃金の月額が <b>8.8万円以上</b>		
短時間労働者の勤務期間	継続して1年以上使用される 見込み	継続して <b>2カ月</b> を超えて使用される見込み	
短時間労働者の条件	<b>学生ではない</b> （夜間の学生などは対象）		

### 3 「年収の壁」が変わる

#### 社会保険の適用拡大：「年収の壁」の対象となる条件

従業員(被保険者)が**51人以上の会社**にお勤めで、**以下の条件全て**にチェックが入った方は、社会保険加入の対象になります。



**週の勤務時間が20時間以上**

※残業時間は原則、含みません。

**給与が月額88,000円以上**

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

**2ヶ月を超えて働く予定がある**

**学生ではない**

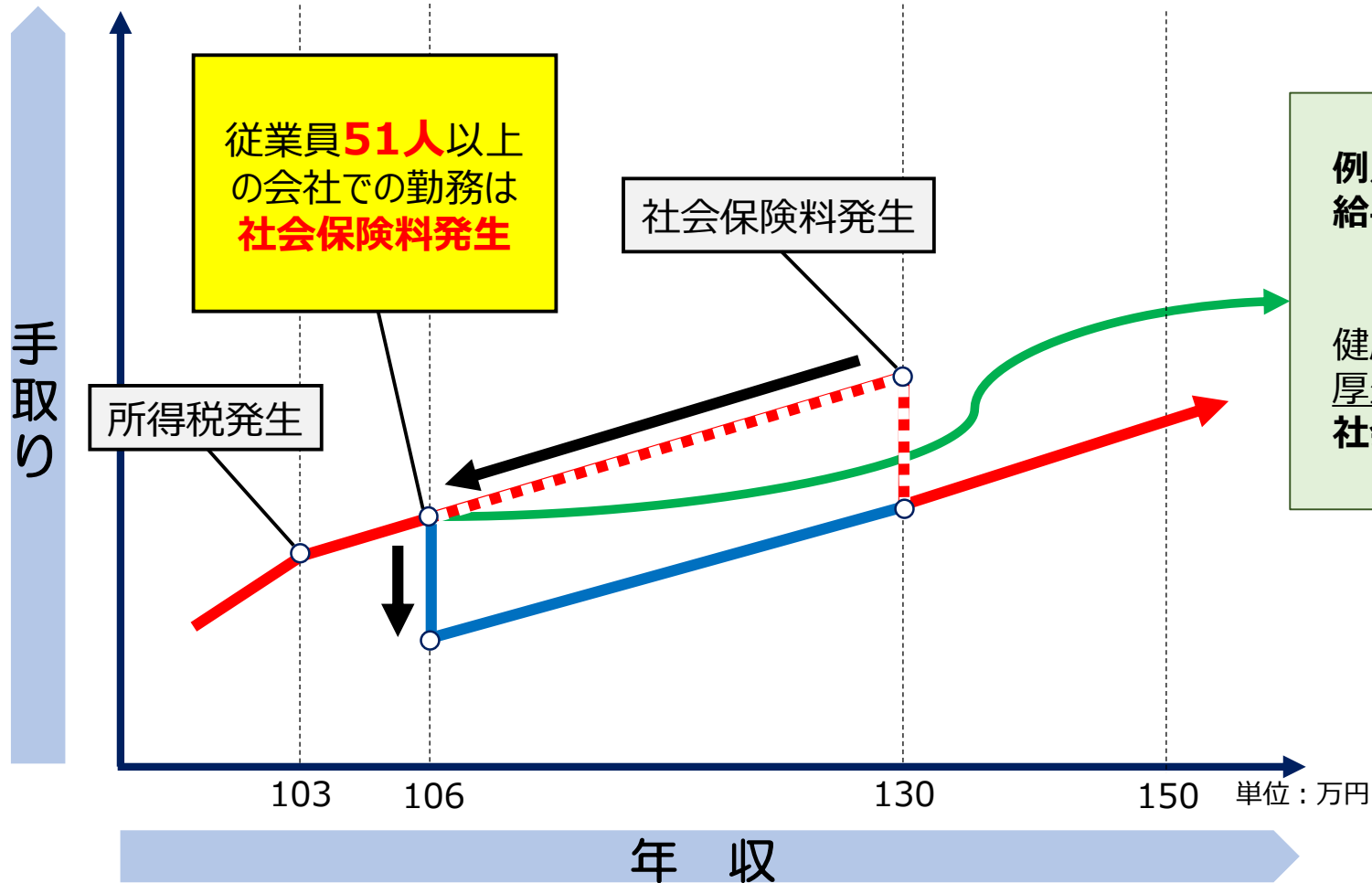
※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。



短時間労働者の  
社会保険加入に  
関する説明動画

### 3 「年収の壁」が変わる

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係



例えば・・・  
給与月額：88,000円を超えると・・・

★パート労総者負担分★

健康保険料	：約10,000円	(折半額：5,000円)
厚生年金保険料	：約16,000円	(折半額：8,000円)
<b>社会保険料合計</b>	<b>：約26,000円</b>	<b>(折半額：13,000円)</b>

年間で約**156,000円**の社会保険料が給与から差し引かれることになります。



### 3 「年収の壁」が変わる (参考資料) 社会保険適用となる場合の収入例

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

**40歳 パート** (配偶者の社会保険に加入)  
社会保険被保険者**80名**の会社に**勤務中**  
**20時間以上、2か月以上、学生ではない**

被保険者101人以上の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	0 円
厚生年金	0 円
雇用保険	7,200 円
所得税	8,100 円
住民税	26,200 円
<b>差引き手取り額</b>	<b>1,160,900 円</b>

令和6年10月

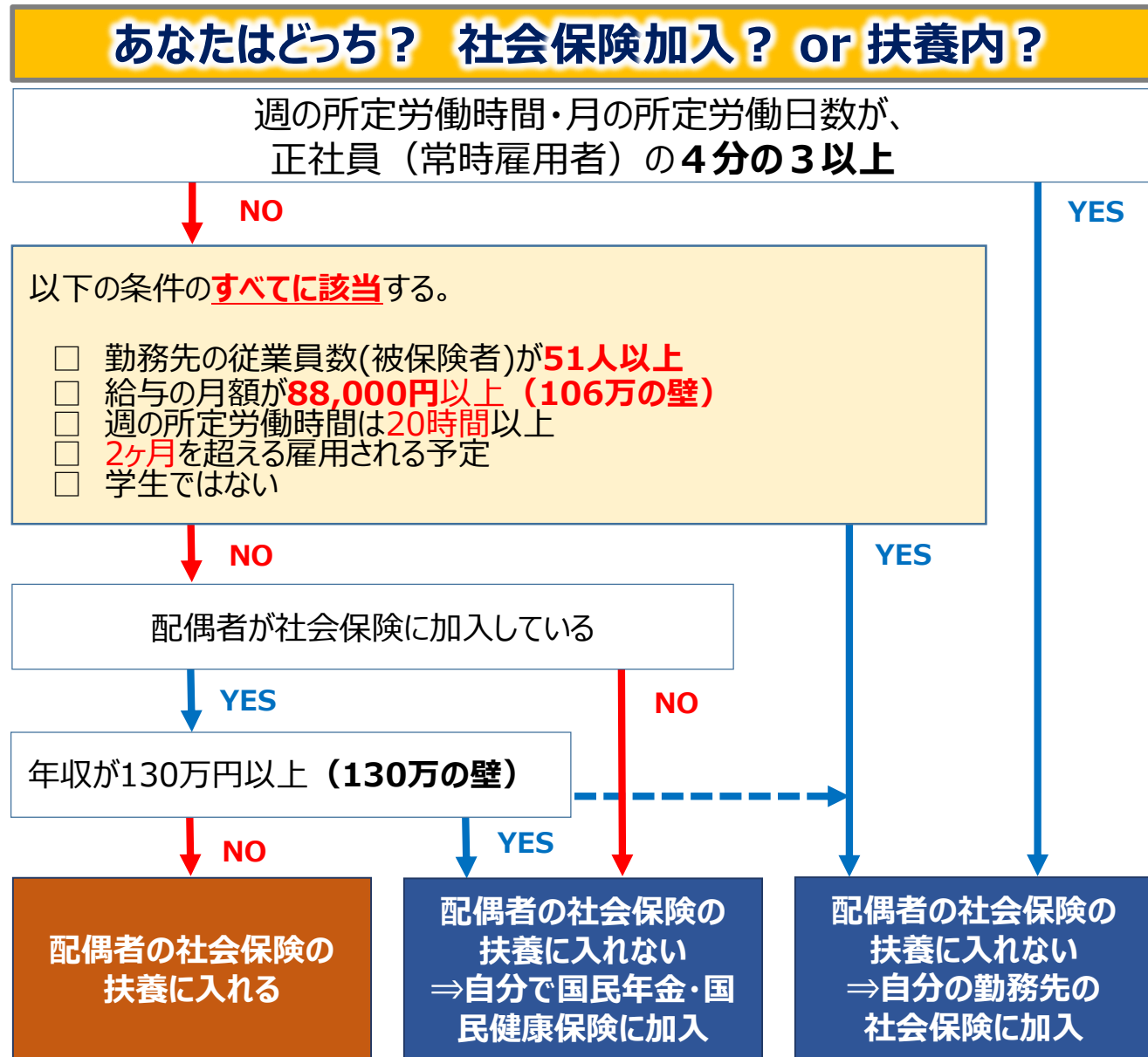
被保険者**51人以上の事業所**として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	68,090 円
厚生年金	107,604 円
雇用保険	7,200 円
所得税	0 円
住民税	8,700 円
<b>差引き手取り額</b>	<b>1,010,256 円</b>

約15万円の差

※あくまでも一例での積算です。

### 3 「年収の壁」が変わる (参考資料) 社会保険適用と配偶者の扶養との関係



# 3 「年収の壁」が変わる (参考資料) 60歳以上の社会保険や税の扶養関係

## ✓ 60歳以降は「180万円の壁」に

パート収入や年金受給の合計が「180万円未満」であれば、配偶者の勤務先の健康保険へ加入出来る。ただし、以下の条件がある。

- 主として配偶者に生計を維持されている
- 配偶者の年間収入の2分の1未満である

(例)配偶者(夫)の年収が400万円⇒年間180万円まで扶養に入れる  
配偶者(夫)の年収が320万円⇒年間160万円未満でないと扶養には入れない(原則)

- ※配偶者の年収次第で扶養の壁が上下。
- ※特に60歳以降の継続雇用で配偶者の年収が大きく下がる場合など注意
- ※最終的には配偶者(夫)の勤務先の健康保険の判断によるため確認が必要。

なお、被保険者従業員51人以上の会社・事業所で働く人は、106万円の壁が適用され、当該勤務先の健康保険への加入となる。

## ✓ 配偶者(夫)の定年後や働き方変更への注意

配偶者(夫)退職した場合やフリーランスなど個人事業主となった場合は、社会保険から国民健康保険へ移行。

- 国民健康保険は扶養という仕組みがない⇒自分で国民健康保険へ加入。

- ※配偶者(夫)が退職前健康保険の任意継続を利用するなどした場合は、その扶養に入れる可能性あり。
- ※判定基準は、年収180万円、かつ配偶者の年収の2分の1未満であること
- ※配偶者(夫)の扶養ではなく、こどもの扶養に入る場合

## ✓ 年金受給と年収の壁の関係

### ● 年金を受給した場合の扶養判定

「年金+パート年収」が180万円未満、かつ配偶者(夫)の年収2分の1未満が判定基準。年金収入は扶養判定に含まれる。

(例)65歳以降は老齢基礎年金の受給が開始され、満額で78万円ほど。  
パート収入の額によっては、扶養を外れてしまう可能性がある。

### ● 老齢基礎年金以外の年金も算定される

「特別支給の老齢厚生年金」や「個人年金保険」とった年金を受給される場合、健康保険の扶養に認定基準は、パート収入と併せて年間の収入額によって判断。

- ※年間の収入 = 継続的に生じる収入
- ※個人年金保険を数年間に渡って受け取る場合、扶養判定に含まれる。

健康保険の扶養対象となるかどうかは、配偶者(夫)の加入先の健康保険へ必ず確認してください。

## ✓ 高齢者と税について

年金受給に関する所得税の控除制度について、70歳以上の方を扶養する人の配偶者控除、扶養控除の制度については、国税庁のホームページや、最寄りの税務署、自治体課税担当課で確認してください。



### 3 「年収の壁」が変わる (参考資料) 収入と社会保険への加入に関する関係例

#### 《例1》 被保険者の従業員規模が80名の事業所で就労する場合

時給1,000円 5.5時間 週4日勤務

- 時給1,000×5.5時間 = 5,500円/日  
5,500円×4日×4週 = **88,000円/月**  
(年間：1,056,000円)

【チェックポイント】

- ✓ 週20時間以上の勤務である (22.0時間 (5.5時間×4日))
- ✓ 月8万8千円以上の収入がある (106万の壁)
- ✓ 2ヶ月を超える雇用見込がある
- ✓ 被保険者の従業員規模が、51人以上の事業所に該当する
- ✓ 学生でない

⇒ 事業所の社会保険に加入

#### 《例2》 被保険者の従業員規模が30名の事業所で就労する場合

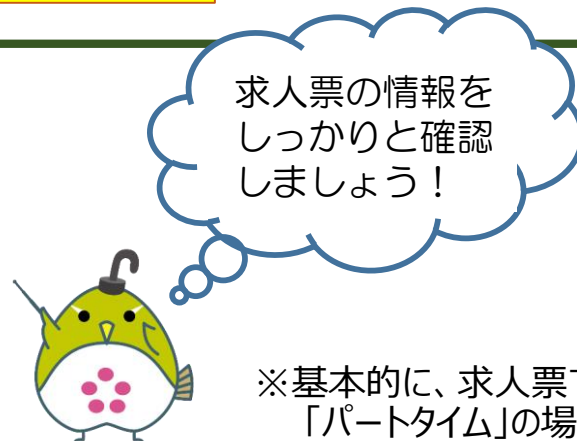
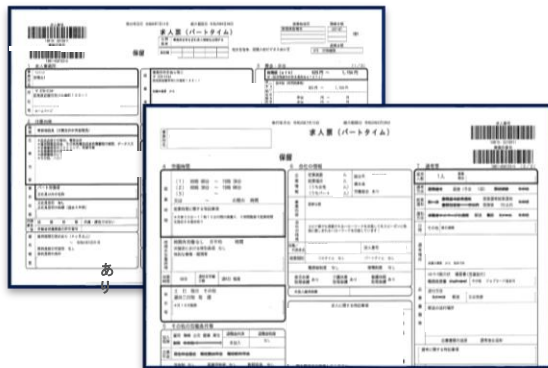
時給1,000円 5.5時間 週5日勤務

- 時給1,000×5.5時間 = 5,500円/日  
5,500円×5日×4週 = **110,000円/月**  
110,000円×12ヶ月 = **1,320,000円**

【チェックポイント】

- ✓ 週の所定労働時間が、正社員(常時雇用者)の4分の3以上か確認。  
(週30時間が目安)
- ✓ 週の所定労働時間 → 27.5時間 (5.5時間×5日)  
⇒ 週30時間未満
- ✓ 被保険者の従業員規模が、51人以上の事業所に該当しない
- ✓ 130万円/年以上 → 配偶者の扶養には入れない

⇒ 事業所の社会保険に加入できない  
⇒ 国保 (国民年金+国民健康保険) に自ら加入



求人票の情報を  
しっかりと確認  
しましょう!

※基本的に、求人票で「フルタイム」の場合は「社会保険は加入」、  
「パートタイム」の場合は要件により加入することになります。

## 4 「年収の壁」と働き方

### 就業調整とは

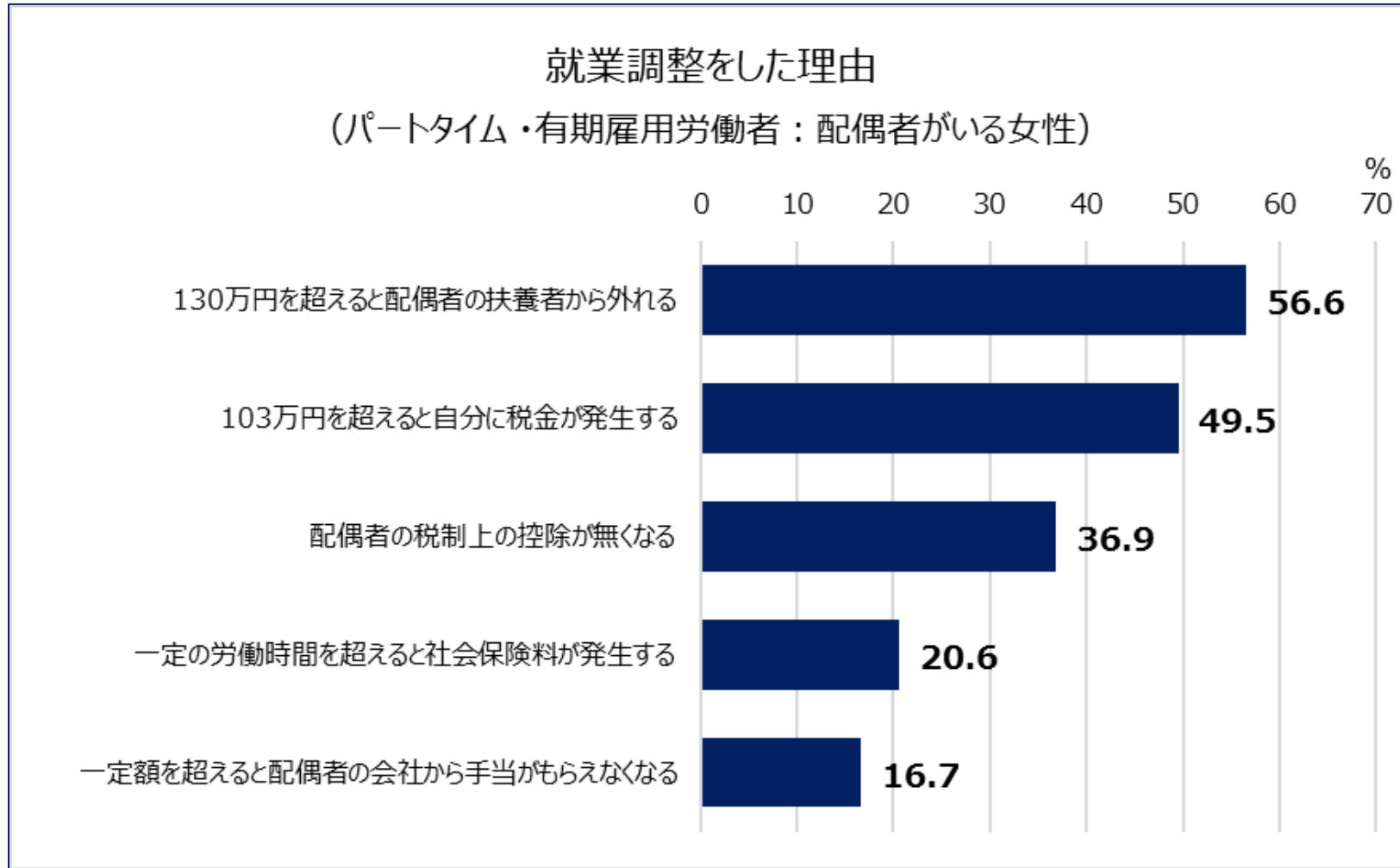
年収を一定額以下に抑えるために、就労時間を調整すること

**現在、「就業調整」をしていますか**

**今後、「就業調整」が必要だと考えていますか**

## 4 「年収の壁」と働き方

### 「就業調整」をした理由（複数回答）



資料：厚生労働省 令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況

## 4 「年収の壁」と働き方

**「年収の壁」を超えて**

**働くほうがいい？ 働かないほうがいい？**

## 4 「年収の壁」と働き方

【就業調整で得られるもの、得られないもの】

「年収の壁を**超えない**」（＝就業調整をする）ことで得られるもの

### ●パートタイムで働く本人

- ✓ 非課税範囲にとどまり納税が不要
- ✓ 社会保険料の支払いが不要

### ●パートタイムで働く本人の配偶者

- ✓ 配偶者控除等の適用で、配偶者の減税を維持

### ●各種手当での獲得

- ✓ 配偶者の勤務先における家族手当の対象



「今ココ」で必要な収入の確保



## 4 「年収の壁」と働き方

【就業調整で得られるもの、得られないもの】

「年収の壁を**超える**」（＝就業調整をしない）ことで得られるもの

### ●パートタイムで働く本人

- ✓ 収入増の可能性
- ✓ 年金受給額アップの機会
- ✓ 就労先の選択肢の拡大
- ✓ 勤務先内外でのキャリアアップの機会



**将来に目を向けたライフプラン**

（将来を見据えると）

- ✓ **世帯収入を増やしていく必要性**  
⇒ ライフプランとの関連、物価高騰など
- ✓ **「年収の壁」など、制度は変化する**  
⇒ 社会保険の適用要件の更なる拡大
- ✓ **人生100年時代に備える**  
⇒ キャリアプラン、ライフプラン(マネープラン)

# 4 「年収の壁」と働き方 (参考資料) 社会保険適用の場合の厚生年金について

## 社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

**40歳 パート** (配偶者の社会保険に加入)  
社会保険被保険者**80名**の会社に**勤務中**  
**20時間**以上、**2か月**以上、**学生ではない**

仮に60歳まで(20年間)、  
同じ条件で社会保険に加入  
した場合、増える報酬比例  
部分の年金額 (目安)

**9,900円/月**  
(118,800円/年)

被保険者**101人以上**の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	0 円
厚生年金	0 円
雇用保険	7,200 円
所得税	8,100 円
住民税	26,200 円
<b>差引き手取り額</b>	<b>1,160,900 円</b>



被保険者**51人以上**の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	68,090 円
厚生年金	107,604 円
雇用保険	7,200 円
所得税	0 円
住民税	8,700 円
<b>差引き手取り額</b>	<b>1,010,256 円</b>

**約15万円の差**

※あくまでも一例での積算です。

# 4 「年収の壁」と働き方

## 社会保険適用拡大ガイドブック

パート・アルバイトのみなさまへ  
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

### 社会保険適用拡大ガイドブック

**STEP 1** 以下の勤め先で

- 2016年10月～ 従業員数 501人以上の勤め先
- 2022年10月～ 従業員数 101人以上の勤め先
- 2024年10月～ 従業員数 51人以上の勤め先

**STEP 2** 以下の全てにチェックが入った方が対象です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

**適用拡大特設サイト**  
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

厚生労働省  
日本年金機構  
Japan Pension Service

法律改正のご案内

パート・アルバイトのみなさま、  
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ  
あなたの年金・医療保険が変わります。

**メリット** 年金が「2階建て」になり一生涯受け取れます！  
老後・障害・死亡の3つの保障が充実！

**老齢年金** 支給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

**障害年金** 病気やけがなどで障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

**遺族年金** 被保険者が亡くなったときに、残された遺族に対して支給される年金です。

これまで → これから

老齢年金、障害年金、遺族年金

遺族年金(一階建て) → 遺族年金(二階建て)

パート・アルバイト

年金・医療保険のメリットを詳しく知りたい方は P3・4 をご覧ください。

自分の年金がどう変わるのかシミュレーションしたい方は P5 以降をご覧ください。

**対象** 従業員数51人～500人の勤め先が対象です。  
(51人以上の勤め先は2024年10月から対象です。)

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

**パート・アルバイトの方**

保険料は口座振替から給付天引可に！

これまで → これから

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、給料からの天引きになります。なお、保険料の半分は会社が負担します。

※金額は一例であり、月収8.8万円の例です。

**配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方**

扶養基準(130万円)を超過せずつける

これまで → これから

これまで 月収12,500円未満  
これから 月収12,500円以上

これまで 月収19,400円未満  
これから 月収12,500円以上

※扶養内親族は、被扶養者となる年収が130万円以上になると、国民年金・国民健康保険料が別々に発生するため、扶養内親族には適用されません。

令和6年10月からパート・アルバイトの方の社会保険の適用が拡大しました！

詳細は、「社会保険適用拡大特設サイト」へ



特設サイトはこちら

# 4 「年収の壁」と働き方

## (参考資料) 社会保険適用の場合の厚生年金について

社会保険加入による手取り月額（概算）について考えてみましょう。ご自身の手取りについて、シミュレーションもできます。

加入前



加入後

**▼ 国民健康保険・国民年金に加入**

月額給与	98,000円
国民健康保険料	3,800円
国民年金保険料	17,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円(※2)
<b>手取り月額(概算)</b>	<b>76,600円</b>

**▼ 社会保険の扶養の範囲で働く**

月額給与	98,000円
健康保険料	0円
厚生年金保険料	0円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	500円
<b>手取り月額(概算)</b>	<b>96,900円</b>

私たちの社会保険料はどうなりますか？

**▼ 社会保険に加入して働く**

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円
<b>手取り月額(概算)</b>	<b>83,500円</b>

保険料の半分は会社が支払うのですね！

ご自身の**手取りの変化を計算**してみましょう！

手取りかんたんシミュレーター

<http://www.mhlw.go.jp/takyoukadai/kojibei/jugosei/qa/1000001/>



※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なったものとなる場合があります。詳細は勤務先の人事・労務担当者にご確認ください。

※2 このケースでは毎月の所得税額が生じますが、年末調整で国民健康保険料・国民年金保険料の支払額が反映され、納付済み分は還付されるため、0円と表記しています。




# 4 「年収の壁」と働き方


(参考資料) 社会保険適用の場合の厚生年金について


社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます

**年金メリット** 厚生年金保険に加入すると、年金額が増えます。

加入前(国民年金のみ) → 加入後(国民年金+厚生年金保険)

 老齢基礎年金 老後の備え	 障害基礎年金 障害への備え	 遺族基礎年金 死亡への備え
+	+	+
老齢厚生年金 老後の備え	障害厚生年金 障害への備え	遺族厚生年金 死亡への備え

▶ 1分で分かる! 動画はこちら >>> 





# 4 「年収の壁」と働き方 (参考資料) 社会保険適用の場合の医療支援について

## (参考資料) 社会保険適用の場合の医療支援について

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。

### 医療メリット

1分で分かる!動画はこちら >>>



#### 1 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、**給与の2/3の金額が受け取れます。\***<sup>※1</sup>



病気またはけがが発生



※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は**58,860円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) \*月額給与98,000円の場合

#### 2 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

**給与の2/3の金額が受け取れます。\***<sup>※2</sup>



出産



休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は**213,640円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) \*月額給与98,000円の場合

## 5 これからの働き方を考える

あなた自身のこと。

**今後、どのようなキャリアを描いていきたいですか**

あなたの世帯のこと。

**今後、どのようなプランをお持ちでしょうか**

## 5 これからの働き方を考える

今すぐにでも取り組めることは、いくらでもあります。  
まずは、出来ることから取り組むことが大切です。

### ✓ 身の回りの環境を知る（外面的整理）

今後の法改正や社会情勢の変化を踏まえて  
自分の働き方をチェックする  
（「年収の壁」と自分の働き方）

### ✓ 自分・世帯のことを考えてみる（内面的整理）

自分自身にかかわる様々なプランを考える  
自らが納得する働き方  
ご自身のキャリアアップ  
必要な収入(マネープラン)



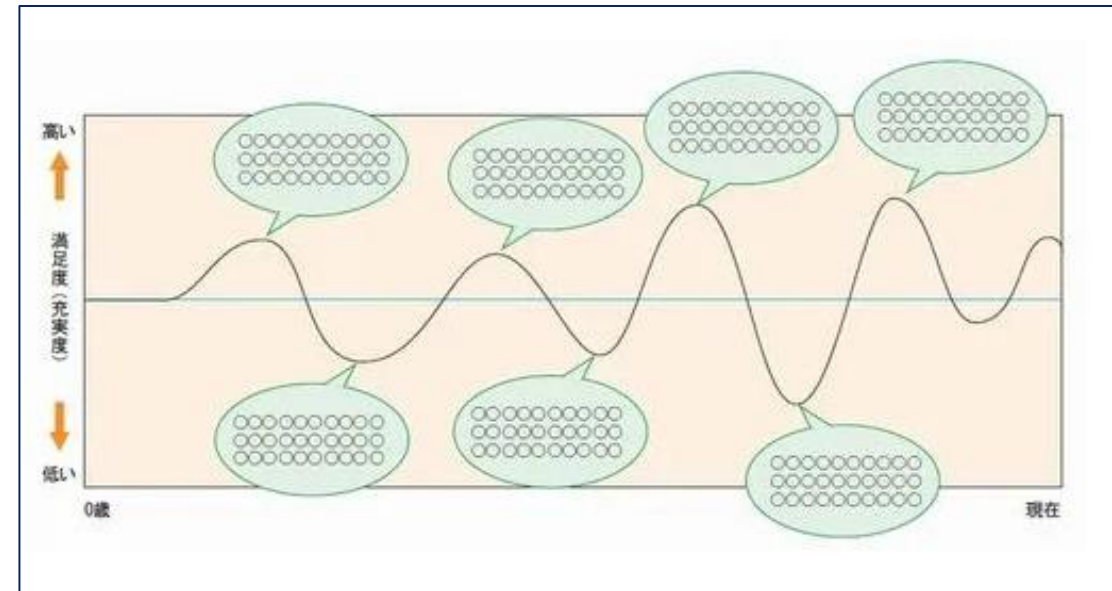
# 5 これからの働き方を考える

## 自分の働き方をチェックする

### ■ マイジョブ・カードの活用



### ■ ライフラインチャートの活用



マイジョブ・カード  
のホームページは  
こちらから▶▶▶



# 5 これからの働き方を考える

## 自分のキャリアを考える・やりたいお仕事探し

### ● マザーズハローワークについて



**自分らしく働くために**  
—女性の就職をサポートします—

重点的マンツーマン支援で  
**就職率96%** ※2022年度実績

子育て  
応援求人

託児所あり  
求人

**正社員・パートいずれもOK!**

マザーズハローワークは、子育てをしながら働きたい方を  
立を目指すすべての方を支援しています。  
フロア内にはキッズコーナーや授乳室を設けており、保育士  
ので、お子様連れでも安心してご利用いただけます。  
是非、お気軽にお越しください。



〔マザーズハローワーク天神〕



〔マザーズハローワーク北九州〕



〔マザーズハローワーク内の施設〕



### ● ハローワークの利用について

#### ➤ ハローワークへの問い合わせについて

職業相談などハローワークの利用についてお聞きになりたいことがありましたら、こちらからお問い合わせください。



#### ➤ ハローワーク インターネットサービス

ハローワークへの求職者登録や求人検索が、インターネットを活用して、ご自宅などからでもご利用いただけるサービスがあります。ぜひ、ご活用ください。



県内のマザーズハローワーク、マザーズコーナーの所在地一覧はこちらです！



# 5 これからの働き方を考える

## job tag (職業情報提供サイト 日本版O-NET)



「job tag」の  
二次元バーコード

- ✓ 職業興味検査
- ✓ 価値観検査
- ✓ 職業適性テスト (Gテスト)
- ✓ しごと能力プロフィール検索
- ✓ ポータブルスキル見える化ツール
- ✓ 結果を組み合わせで適職を検索





## 5 これからの働き方を考える

### 女性の活躍推進ポータルサイト



「働きたい」  
「キャリアアップしたい」  
「起業したい」  
「子育て支援」



<https://joseikatsuyakuoentai.pref.fukuoka.jp/>



女性活躍や  
仕事と家庭の両立支援に  
取り組む企業のデータベース



<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

# 5 これからの働き方を考える

## ライフプランを経済的視点で考える

### ■ 経済的視点で考えてみるマネープランの作成（家計におけるキャッシュフローを把握する）

年齢：歳  
家計キャッシュフロー表（あくまで試算）  
単位：万円

年度（西暦）			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2031	
家族構成	世帯主	満年齢	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
	配偶者	満年齢	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
	第1子	満年齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	第2子	満年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	第3子	満年齢															
収入	給与と年収	本人	450	450	450	500	500	500	530	530	530	550	550	550	600	600	
		配偶者	100	100	100	100	170	170	170	170	170	170	200	200	200	200	
	その他	定期収入															
		一時収入															
収入合計			550	550	550	600	670	670	700	700	700	720	750	750	800	800	
ライフイベント	世帯主																
	配偶者																
	第1子		小学校						中学校			高校				大学	
	第2子		幼稚園			小学校						中学校				高校	
	みんな																
支出	基礎生活費		250	250	250	280	280	280	280	300	300	300	320	320	320	340	
	子供の教育費		24	55	55	55	65	65	65	80	80	80	93	93	93	235	
	住宅費	家賃	72														
		ローン返済		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
		経費															
	保険料	生命保険	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	
		損害保険															
	税金・社会保険料		140	140	140	140	150	150	150	150	160	160	160	160	160	160	
その他	定期支出																
	一時支出	150	500			200			150					200			
支出合計			664	1053	553	583	803	603	603	788	648	648	681	881	681	843	
年間収支			-114	-503	-3	17	-133	67	97	-88	52	72	69	-131	119	-43	
貯蓄残高			500	386	-117	-120	-103	-236	-169	-72	-160	-108	-36	33	-98	21	-22
備考欄				車買い替え 住宅購入			車買い替え			車買い替え				車買い替え		大学入学	

- 現在～未来へ向けて、どの位の収入があり、どの位の支出が必要かを試算してみる。収入も支出も多面的に捉えてみましょう。
- ライフイベントを想定してみると、様々なイベントが考えられますか？  
 家族構成は？  
 こどもの学費は？  
 マイホームや車など購入したいものは？  
 将来の夢は？
- 収入も支出もその時々に変化する可能性も想定しておきたい。  
 突然の収入アップとは何が・・・  
 突然の出費には何が・・・

※文部科学省：子供の学習費調査の結果より参照し試算 幼稚園～高校までは公立校として試算しています。

## 5 これからの働き方を考える

### ライフプランを経済的視点で考える

- 経済的視点で考えてみるマネープランの作成

#### キャッシュフロー表の作成手順

年間の収入と支出を書き出そう



家計のバランスシートを作ってみよう



今後のライフイベントとかかる費用



キャッシュフロー表を作成してみよう



参考：日本FP協会「便利ツールで家計をチェック」の活用) より

## 5 これからの働き方を考える

### 税金に関すること

【所得税】 最寄りの税務署

【住民税】 市役所(区役所)の課税担当課

### 社会保険に関すること

【健康保険】 全国健康保険協会（協会けんぽ）

【厚生年金】 年金事務所

【雇用保険】 ハローワーク

【介護保険】 市役所(区役所)の介護保険担当課

### 将来設計に関すること

【キャリアプラン】 キャリアコンサルタント

【マネープラン】 ファイナンシャル・プランナーへの相談

ご自身が取引されている金融機関や保険会社などの相談窓口

# 5 これからの働き方を考える (参考サイト)

## 各種制度について

### ➤ 税金に関すること

【国税庁】  
「暮らしの税情報」(令和5年度版)  
※所得税の仕組み、税と家族など



### ➤ 社会保障に関すること

【厚生労働省】  
「社会保障改革」  
※何のための制度かについて



### ➤ 健康保険について

【全国健康保険協会】(協会けんぽ)  
※健康保険制度・手続きなど



### ➤ 年金について

【日本年金機構】  
※年金制度・手続きなど



【厚生労働省】  
公的年金について、将来の年金額の  
試算を行うことができます



### ➤ 人生とお金の将来計画について

【日本FP協会】  
※ライフプラン・マネープランの  
相談など



### ➤ 金融関係全般について

【金融広報中央委員会】(知るぽると)  
※暮らしに役立つ身近なお金の  
知恵・知識情報サイト



※制度は改正されることがあります。状況に合わせて最新の内容をご確認ください。



**ご受講、ありがとうございました。**

『年収の壁について知ろう』

**あなたにベストな働き方とは？**  
～働き方とマネープラン～